

第6次地域管理経営計画書

(埼玉森林計画区)

計画期間 自 令和5年4月1日
至 令和10年3月31日

関東森林管理局

はじめに

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うものとされている。

このような中で、森林に対する国民の要請は、国土の保全や水源の涵養^{かん}に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の面で高まっており、特に、地球温暖化の防止や生物多様性の保全については国有林への期待が大きくなっている。

また、国有林野と民有林野を通じた公益的機能の発揮が強く期待されているとともに、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、国有林野事業については、民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献することが求められている。

こうしたことを踏まえ、国有林野事業については、民有林とより緊密な連携を図りつつ、公益的機能の発揮のための事業や民有林への指導及びサポート、木材の安定供給体制の構築に係る事業等をより一層計画的に実施していくため、平成25年度から、それまでの特別会計による企業的な事業運営から一般会計において実施する事業運営に移行した。

この間、国際的には、平成27年に気候変動枠組条約第21回締約国会議において、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択され、森林等の吸収源については、温室効果ガスの吸収源及び貯蔵庫の保全・強化が位置付けられた。

また、同年には、国連において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に、「持続可能な開発目標」(SDGs)が掲げられ、その達成に向け、我が国においても、持続可能な開発目標(SDGs)実施指針において、持続可能な森林経営の推進に取り組むこととされた。

さらに、平成28年には、生物多様性条約第13回締約国会議において、生物多様性の保全と持続可能な利用を農林水産業等において主流化し、愛知目標等の達成に向けた取組を強化する「カンクン宣言」が採択されたところである。

加えて、我が国では、多くの森林が利用可能な段階を迎える中で、民有林においては、森林の経営管理の集約化が喫緊の課題となっており、林業経営の効率化や森林の管理の適正化の一体的な促進を図るため、市町村が森林所有者から森林の経営管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者(経営管理実施権の設定を受けた民間事業者をいう。)に再委託を行い、林業経営の集積・集約化を推進するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの森林においては、市町村が公的管理を行う森林経営管理制度が平成31年度から導入された。あわせて、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、森林環境税及び森林環境譲与税が創設された。

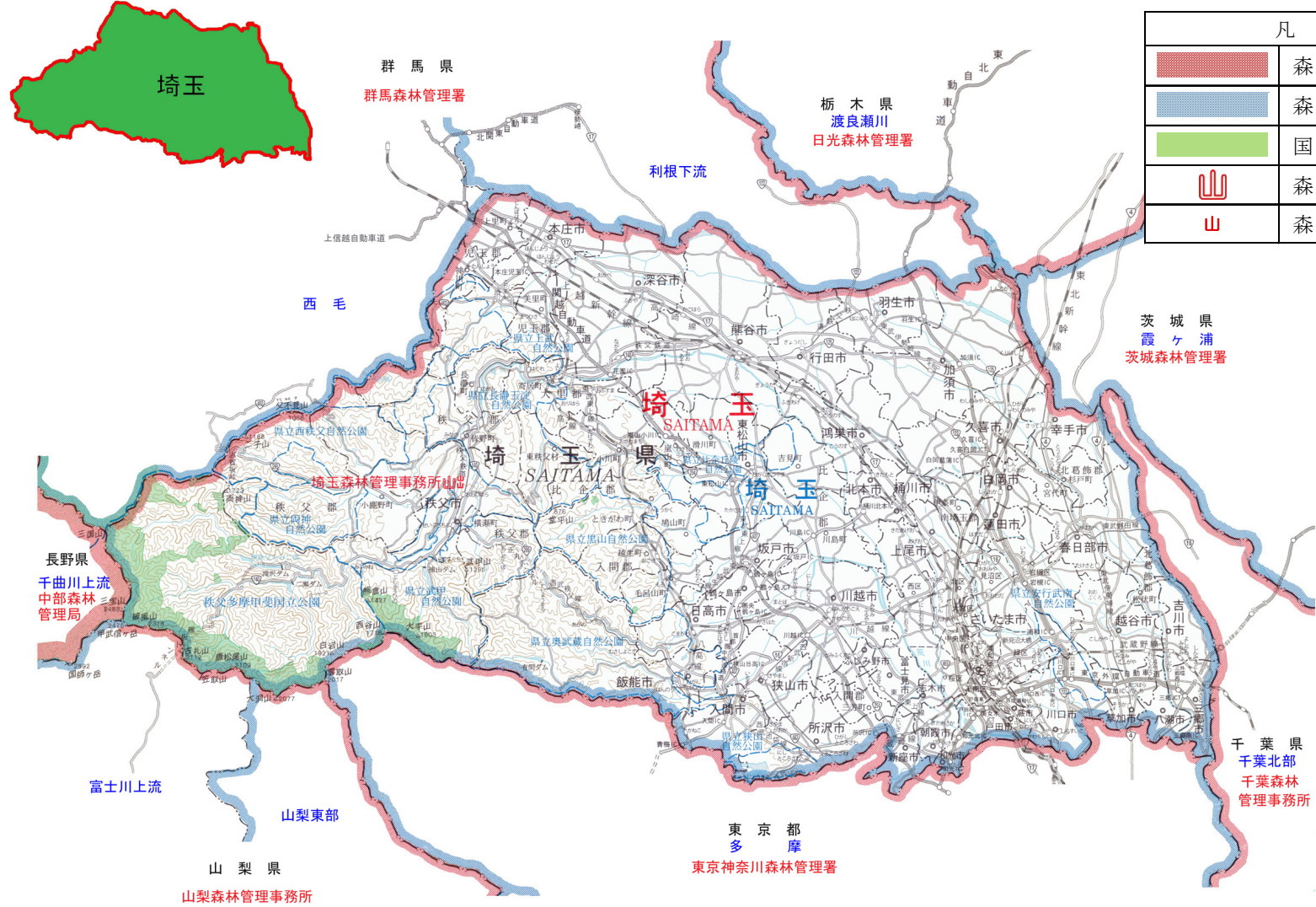
これらを踏まえ、国有林野事業は、冒頭の目標の下、森林・林業や国有林野事業に対す

る国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、一般会計において国民共通の財産である国有林野を名実ともに「国民の森林」とするよう公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して森林・林業の再生の実現に向け貢献するための取組を進めていくこととする。

本計画は、このような国有林野全体を取り巻く状況を踏まえ、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営を推進するとともに、各々の課題に国有林として率先して取り組むため、今後5年間の埼玉森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めるものである。

具体的な取組の実施に当たっては、地域住民の理解と協力を得ながら、関係する国の地方部局、地方公共団体等の行政機関とも一層の連携を図りつつ、この計画に基づいて適切な管理経営を行うこととする。

埼玉森林計画区の国有林野位置図



1	国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(1)	国有林野の管理経営の基本方針	1
①	森林計画区の概況	1
②	国有林野の管理経営の現状及び評価	2
	ア 計画区内の国有林野の現況	2
	イ 主要施策に関する評価	4
	(ア) 伐採量	4
	(イ) 更新量	4
③	持続可能な森林経営の実施方向	4
	ア 生物多様性の保全	5
	イ 森林生態系の生産力の維持	5
	ウ 森林生態系の健全性と活力の維持	5
	エ 土壌及び水資源の保全と維持等	5
	オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持	6
	カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進	6
	キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組	6
④	政策課題への対応	7
(2)	機能類型に応じた管理経営に関する事項	9
①	機能類型毎の管理経営の方向	9
	ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプ に関する事項	11
	(ア) 土砂流出・崩壊防備エリア	11
	(イ) 気象害防備エリア	11
	イ 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプ に関する事項	11
	ウ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプ に関する事項	11
	エ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプ に関する事項	12
②	地域ごとの機能類型の方向	12
	ア 奥秩父地域	12
	(ア) 秩父湖地区	12
	(イ) 滝沢ダム地区	12
	イ 秩父地域	13
	ウ 都幾川・毛呂山地域	13
(3)	森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項	14
①	先端技術を活用した効率的な森林管理・木材生産手法の開発・実証と普及	14
②	林業経営体の育成	14
③	民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進	14
④	森林・林業技術者等の育成と森林総合監理士（フォレスター）等による技術支援	15
(4)	主要事業の実施に関する事項	15
①	伐採総量	15
②	更新総量	15
③	保育総量	15

④ 林道等の開設及び改良の総量	15
2 国有林野の維持及び保存に関する事項	16
(1) 巡視に関する事項	16
① 林野火災防止等の森林保全管理	16
② 境界の保全管理	16
③ 入林マナーの普及・啓発	16
(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	16
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項	16
① 保護林	16
② 緑の回廊	17
(4) その他必要な事項	17
① 野生動物等による被害に関する事項	17
② 希少猛禽類の生息に関する事項	17
③ 溪畔周辺の取扱いに関する事項	18
④ その他	18
3 林産物の供給に関する事項	19
(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	19
(2) その他必要な事項	19
4 国有林野の活用に関する事項	20
(1) 国有林野の活用の推進方針	20
(2) 国有林野の活用の具体的手法	20
(3) その他必要な事項	20
5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項	21
(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針	21
(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項	21
6 国民の参加による森林の整備に関する事項	22
(1) 国民参加の森林づくりに関する事項	22
① 多様な活動の森	22
(2) 分収林に関する事項	22
(3) その他必要な事項	22
7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	23
(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	23
① 林業技術の開発	23
② 林業技術の指導・普及	23
(2) 地域の振興に関する事項	23
(3) その他必要な事項	24

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

① 森林計画区の概況

本計画の対象は、埼玉県の全域を包括し、利根川広域流域に属する埼玉森林計画区内の国有林野約 12 千 ha であり、当森林計画区の森林面積の 10% を占めている。

当計画区の西部には、^{さんぼうさん}三宝山 (2,483m) や^{かさとりやま}笠取山 (1,953m) などの 2,000m 級の山々が多数連なる秩父山地があり、日本百名山に数えられている^{くもとりやま}雲取山 (2,017m) と^{こぶしがだけ}甲武信ヶ岳 (2,475m) がある。また、計画区の中央部から東部へは、丘陵部や関東平野が広がっている。

当計画区の国有林野は、秩父山地を源とする荒川を含む大小河川の源流部に位置しており、水源かん養保安林が国有林野面積の 99% を占め、下流域の生活用水や農業用水などの水源地として重要な役割を担っている。また、国有林野の全域が、^{ちちぶたまかい}秩父多摩甲斐国立公園や県立自然公園に指定されており、奥秩父主陵周辺に広がる原生的な天然林と渓谷が調和した景観は素晴らしく、春の新緑、秋の紅葉など、四季を通じて登山等、保健休養の場として多くの人々が訪れていることに加え、山梨県、埼玉県、長野県、東京都にまたがり 2019 年に登録された「甲武信ユネスコエコパーク」の核心部分の 36% を占めており、豊かな自然の観光産業への活用と保全の両立が期待されている。

地域の林業行政においては、森林管理事務所をはじめ、埼玉県、秩父市、^{よこぜ}横瀬町、^{みなの}皆野町、^{ながとろ}長瀬町、^{おがの}小鹿野町、秩父広域森林組合、(財)秩父地域地場産業振興センター及び秩父木材協同組合とともに「秩父地域森林林業活性化協議会」を構成し、秩父圏域の林業の活性化を通じ、健全な森林の育成と循環型社会の構築、地域経済の発展を目指した取組を推進している。

一方で、ニホンジカによる植栽木や下層植生の食害、ニホンジカ、ツキノワグマによる樹木の皮剥ぎ被害が発生しており、その被害は年々増加し、林地の荒廃や樹木の立枯れ等の被害が拡大してきている。このことから、森林の持つ公益的機能を維持・回復させるため、食害等の獣害を防止するための対策を推進することが求められている。

② 国有林野の管理経営の現状及び評価

ア 計画区内の国有林野の現況

当計画区の森林の現況（令和5年3月31日時点）は、ヒノキ、カラマツを主とする人工林が19%（約2.2千ha）、クヌギ、ナラ類を主とする天然林が81%（約9.3千ha）となっている。（図-1、図-2参照）

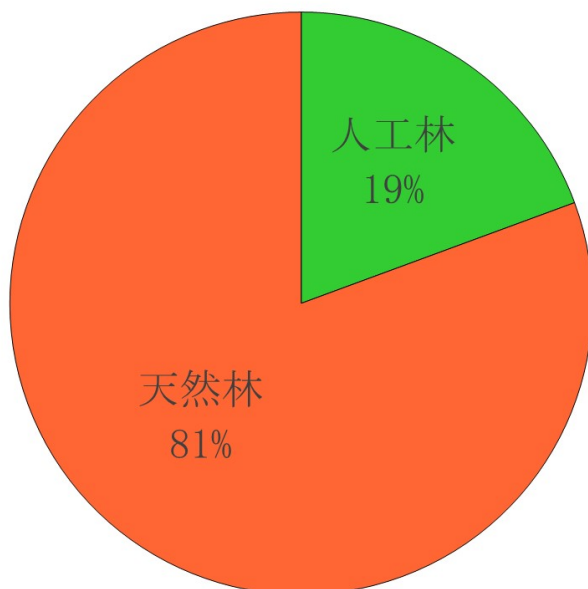


図-1 人工林、天然林の区分（面積比）

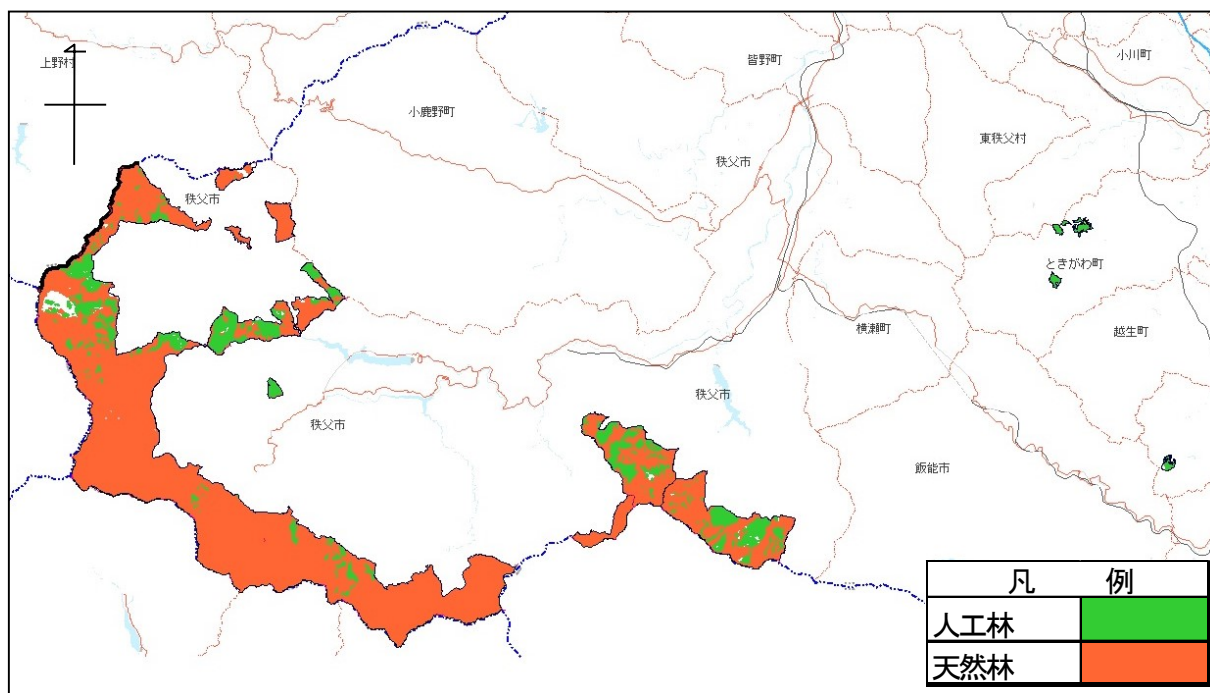
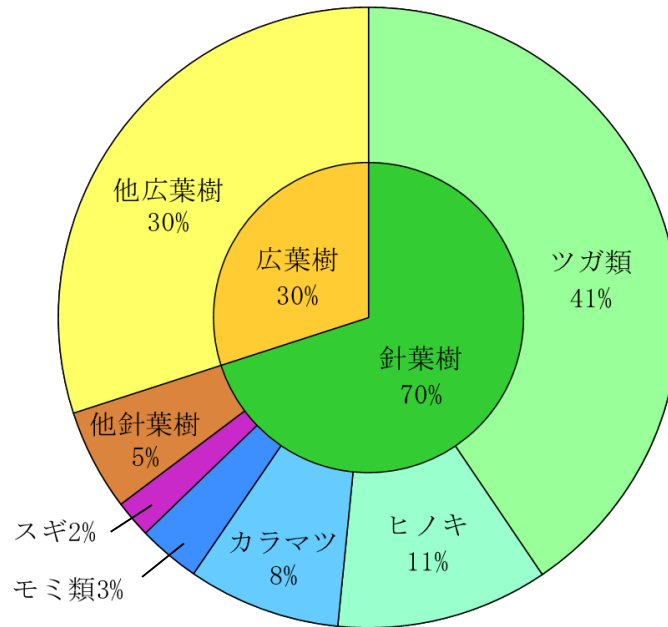


図-2 人工林、天然林の分布状況

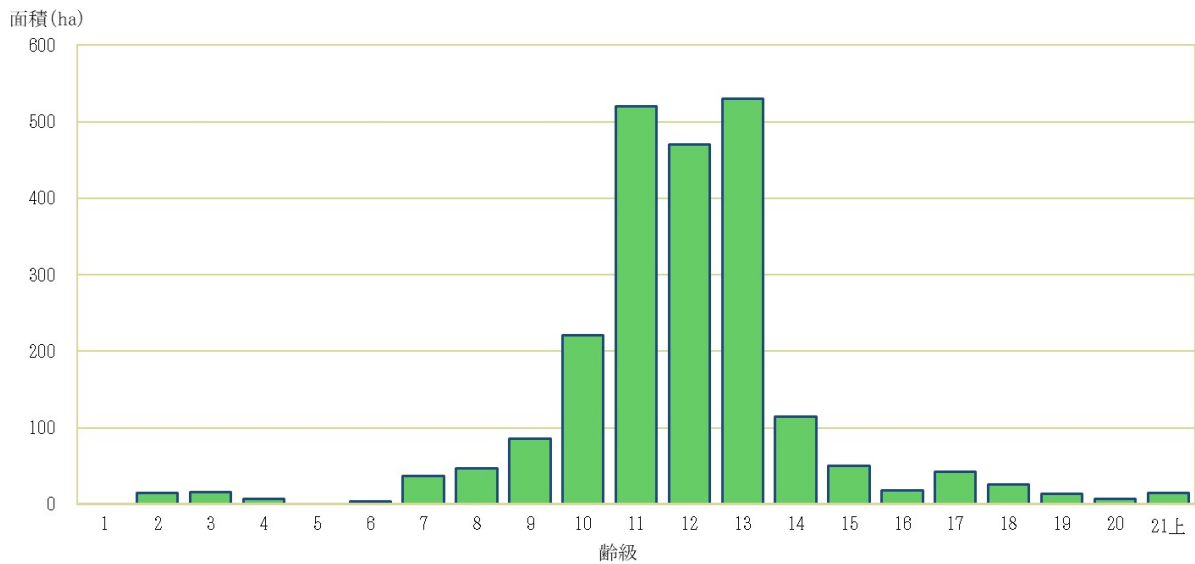
主な樹種別の材積を見ると、ツガ類 1,115 千 m^3 、ヒノキ 304 千 m^3 となっている。
 (図－3 参照)



図－3 主な樹種構成 (材積比)

人工林の齢級構成について見ると、1～4 齢級の若齢林分が 2%、間伐適期である 5～8 齢級が 4%、利用期を迎えた 9 齢級以上が 94%となっている。

(図－4 参照)



図－4 人工林の齢級構成

イ 主要施策に関する評価

第5次地域管理経営計画（平成29年度～令和4年度）における当計画区での主な計画と実施結果は次のとおりとなっている（令和4年度は、実行予定を計上した）。

（ア）伐採量

主伐は、分収林を中心に計画したところであるが、分収造林契約の契約期間の延長（伐採の延期）等により計画量に対して61%（材積）の実行であった。

間伐は、計画した林分の生育状況等を考慮し、一部の実行を見合わせたことから、計画量に対して25%（材積）の実行であった。

（単位：m³）

区 分	前 計 画		実 績	
	主 伐	間 伐	主 伐	間 伐
伐採量	16,361	22,350 (383)	10,053	5,523 (51)

（注）1 間伐欄の（ ）は、間伐面積（ha）。

2 前計画の臨時伐採量は、主伐に含めた。

（イ）更新量

人工造林については、主伐実行状況を反映して今期計画期間（令和5年度～令和10年度）以降で行うこととしたため、計画量に対して0%の実行であった。

（単位：ha）

区 分	前 計 画		実 績	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更 新	34	—	—	—

③ 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林^{もり}」の実現を図り、現世代や将来世代へ森林からの恩恵を伝えるため、地域住民の方々の意見を聴き、機能類型区分に応じた森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいくとともに、国有林野事業の組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献していくこととする。

また、持続可能な森林経営については、我が国はモントリオール・プロセスに参加しており、この中で国全体として客観的に評価するため7基準（54指標）が示されている。当計画区内の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる対策及び森林の取扱い方針は次のとおりである。

ア 生物多様性の保全

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、間伐の推進等により森林の健全性を確保するとともに、希少な野生生物が生育・生息する森林について適切に保護するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行うこととする。

また、人工林の針広混交林化、広葉樹林化、野生生物の生育・生息地や溪畔周辺の保全・復元など生物多様性の維持・向上に取り組むこととする。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 人工林の群状・帯状択伐による針広混交林化
- ・ 皆伐箇所の分散と伐期の長期化の組合せによる森林のモザイク的配置
- ・ 保護林及び緑の回廊の適切な維持・管理
- ・ 希少猛禽類生息地における森林施業の配慮、モニタリングの実施

イ 森林生態系の生産力の維持

森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な森林整備と主伐後の適確な更新を行うことにより、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行うこととする。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 造林、間伐等の計画的な森林整備の推進
- ・ 利用期に達した人工林の間伐を積極的に推進
- ・ 主伐後の確実な再造林又は天然力を活用した更新
- ・ 森林の管理、効率的な森林整備を可能とする路網の整備

ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

外的要因による森林の劣化を防ぐため、野生鳥獣や森林病虫害による被害の防止、林野火災等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行うこととする。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 森林病虫害による森林被害の早期発見のための巡視
- ・ ニホンジカ、ツキノワグマによる剥皮被害や食害に対する被害対策
- ・ 林野火災を防止するための巡視

エ 土壌及び水資源の保全と維持等

侵食等から森林を守り、森林が育む水源の涵養^{かん}のための森林整備、台風等により被害を受けた森林の整備・復旧や公益的機能の維持のために必要な森林の保全・整備を行うこととする。

伐採に当たっては伐採跡地が連続することがないように留意し、一箇所当たりの伐採面積の縮小及びモザイク的配置に配慮するとともに、裸地状態となる期間の短縮や、尾根筋・沢沿い等に保護樹帯の設定を推進することとする。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 伐採跡地の適確な更新による裸地状態の減少
- ・ 溪畔周辺、急斜地等における皆伐の回避及び効果的な保護樹帯の設定
- ・ 下層植生の発達を促すための間伐等の実施
- ・ 治山事業の計画的な実施及び災害時における迅速な復旧対策の実施

オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫となる森林を確保するため、森林の蓄積を維持・向上させるとともに、森林資源の循環利用を推進する観点から齢級構成の平準化を図ることとする。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 主伐と再生林による森林資源の若返りを推進
- ・ 造林、間伐等の計画的な森林整備の推進
- ・ エリートツリー等から生産された優良種苗の導入
- ・ 安定供給システム販売等による計画的な木材の供給

カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア活動、環境教育等、森林と人とのふれあいの場の提供や森林施業に関する技術開発等に取り組むこととする。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 機能類型区分に応じた適切な森林の管理経営の実施
- ・ 国民参加の森林づくりの推進
- ・ 花粉症対策に資する苗木への切り替え、スギ以外の樹種への転換など、花粉の少ない森林づくりの推進
- ・ 森林環境教育の推進
- ・ 新たに開発された森林管理技術等を普及するための現地検討会等の開催

キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

上記ア～カに記述した内容を着実に実行し、「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握することとする。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 地域管理経営計画等の策定
- ・ 「国有林モニター」の活用や計画策定に当たって地域住民等から意見を聴取
- ・ 関東森林管理局のホームページ等を活用した情報発信の充実

④ 政策課題への対応

災害からの流域保全、地球温暖化防止、貴重な森林の保全、木材の計画的・安定的な供給、民有林との連携強化等、地域から求められる国有林野への期待に応えていくため、次のとおり当計画区内での主な個別政策課題へ対応していくことを目標とする。

視 点	主 な 取 組 目 標
公益重視の 管理経営の 一層の推進	<p>【森林吸収源対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化炭素の吸収量を確保するため、間伐等による適切な森林の適正な整備や木材利用等を推進する。 特に、人工林の高齢級化に伴う二酸化炭素の吸収量の低下や資源の熟成に伴う主伐面積の増加が見込まれる中、効率的かつ効果的な再造林手法の導入、普及等に取り組む。 <p>【花粉発生源対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花粉の少ない森林づくりを推進することとし、スギ苗木を植栽する際は、地域の苗木の生産状況に応じ、無花粉スギ、少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木とする。また、スギ以外の樹種へ転換することが可能な場合には、樹種転換を進める。 <p>【生物多様性の保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「秩父山地生物群集保護林」等をはじめとする保護林については、計画的にモニタリングを実施し、現況を把握の上適切な保護を図る。また、「秩父山地緑の回廊」については、良好な自然環境を維持するため、モニタリングを必要に応じて実施する。 ・天然力を活用し針広混交林に誘導することが可能な人工林は、複層林施業を推進する。 ・溪畔周辺の人工林の間伐等に当たっては、溪畔周辺に本来あるべき樹種が健全に生育するよう配慮する。 <p>【森林病虫害対策及び鳥獣被害防止対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松くい虫やカシノナガキクイムシ等による松枯れやナラ枯れ被害対策とまん延防止対策を実施。 ・防護柵等の設置とあわせ、各地域における鳥獣被害対策関係協議会等を活用し、環境省、地方公共団体や地元猟友会等との連携により、ニホンジカの捕獲を推進する。 ・森林の巡視を強化し、野生鳥獣の生息状況や被害箇所の早期発見に努め、初期段階で適切な対策を講ずる。 <p>【地域の安全・安心を確保する治山対策の展開】</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・人家等の保全対象に近接し、山地災害の危険がある箇所及び台風等により被害を受けた森林等について、溪間工、山腹工、及び保安林整備を計画し、着実に実施する。
<p>地域の森林 ・林業の再生に向けた貢献</p>	<p>【木材の安定供給】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒノキやカラマツを中心とした木材資源を計画的かつ安定的に供給するため、林道・林業専用道を計画的に開設・改良するとともに、丈夫で壊れにくい森林作業道の作設及び高性能林業機械の活用等による低コストで高効率な木材生産を推進する。 ただし、急傾斜地等で路網整備が困難な地区については、架線集材も活用した施業を行う。 ・安定供給システム販売を活用し、川下の製材工場等のニーズに応じて国有林材を計画的かつ安定的に供給する体制を整備する。あわせて再生可能エネルギーとしての木質バイオマスの利活用等、地域から要請される木材需要に貢献する。 <p>【低コスト施業の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・間伐は、原則として列状間伐とする。 ・造林、保育の低コスト化や生産性向上の推進や、林業労働力不足へ対応する観点から、低密度植栽、雑草木の生育状況に応じた下刈回数の低減、コンテナ苗及びエリートツリー等から生産した優良種苗の導入を推進する。 ・再造林に当たっては、伐採、地ごしらえ、造林等の作業を一連の工程で行う一貫作業システムを推進する。 ・低コスト・省力化施業実施後の検証を行うとともに、得られた知見及び手法について民有林関係者等への普及を図るため現地検討会等を開催する。 <p>【社会経済情勢を踏まえた森林施業等の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林経営管理制度の定着に向け、伐採等を林業経営体に委託する場合、意欲と能力のある林業経営体に受注機会の拡大を図るとともに、技術力の向上等のための各種現地検討会等を通じて、その育成に努める。 ・地上型レーザースキャナ・ドローン等を活用したICT（情報通信技術）を、林況把握等の森林調査や災害発生時の迅速な状況把握などに積極的に利用し、各種業務の省力化に取り組む。 <p>【民国連携による効率的な森林整備等の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林共同施業団地の設定や公益的機能維持増進協定の締結により、民有林と国有林が連携した効率的な路網整備や間伐等の森林整備を推進する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民有林と国有林が連携した木材の安定供給システム販売を推進する。 ・ 県の森林総合監理士等と連携し、市町村森林整備計画の作成や実行監理を支援するなど、民有林行政に積極的に貢献する。
国民の森林としての管理経営	<p>【国民参加の森林づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「多様な活動の森」等において、必要な助言や技術指導等の支援を継続的に実施し、国民が自主的に行う森林整備活動を促進する。 また、活動記録などを森林管理署ホームページ等で公表し、広報活動を強化する。 <p>【森林とのふれあい】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 観光資源としての活用が期待される国有林野について、重点的な環境整備、情報発信等を実施する。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

① 機能類型毎の管理経営の方向

森林に対する国民の要請が、国土保全や水源の涵養に加え、地球温暖化防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等多様化していることを踏まえ、当計画区の特徴を活かした林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を推進していくため、国有林の地域別の森林計画との整合性に留意し、国有林野を国土の保全や気象害の防備を重視する「山地災害防止タイプ」、豊かな生態系の維持・保存を重視する「自然維持タイプ」、防音や大気浄化による生活環境保全を重視する「快適環境形成タイプ」及び水源の涵養を重視する「水源涵養タイプ」の4つに区分し、次のような管理経営を行うこととする。国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林と機能類型区分との関係については、表-1のとおりである。

なお、機能類型ごとの機能の発揮との整合性を図りつつ、針葉樹林、広葉樹林及び針広混交林の林相の維持・改良等に必要な施業のほか、齢級構成の平準化を図るために実施する主伐と再造林については、公益的機能の発揮に支障を及ぼさない範囲で計画的に実施することとし、これらの施業を行った結果、得られる木材については計画的・安定的に供給することとする。さらに、再生可能エネルギーとしての木質バイオマス利用が拡大している状況を踏まえ、地域のニーズに応じた木材の供給にも配慮することとする。

森林性猛禽類の生息には、餌動物の生息環境を含め、採餌・営巣環境が大きく影響することから、全ての機能類型において、関係者の協力を得るなどにより、クマタカ等希少猛禽類の生息地等の具体的な情報を収集するとともに、専門家等との情報交換等を緊密に行い、森林性猛禽類の生息環境の保全に取り組むこととする。

特に、希少野生生物の生育・生息が確認されている地域で森林施業等を予定する

場合は、関東森林管理局に設置している「希少野生生物の保護と森林施業等との調整に関する検討委員会」に諮るなど、森林施業等を行う場合の留意点等について専門家の立場からの意見を聴取し、その意見を踏まえて対応することとする。

表－1 機能類型区分と公益的機能別施業森林の関係について

地域管理経営計画における機能類型区分		国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林
山地災害防止タイプ	土砂流出・崩壊防備エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林
	気象害防備エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林 ・ 快適環境形成機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林（立地条件により除外する場合もある）
自然維持タイプ		<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健文化機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林 ・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林（立地条件により区分する場合もある）
快適環境形成タイプ		<ul style="list-style-type: none"> ・ 快適環境形成機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林（立地条件により除外する場合もある）
水源涵養タイプ		<ul style="list-style-type: none"> ・ 水源涵養機能維持増進森林（分収林については、契約に基づく取扱いを行う）

表－1 に用いた略称	正式名称
水源涵養機能維持増進森林	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
保健文化機能維持増進森林	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
快適環境形成機能維持増進森林	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項

「山地災害防止タイプ」については、山地災害による人命、施設等への被害や気象害による環境の悪化に対する防備機能の維持増進を図るため、適切な間伐の実施や長伐期施業、育成複層林へ導くための施業等の推進に努め、必要に応じて施設の整備を図ることとし、次のとおり、土砂流出・崩壊防備エリア又は気象害防備エリアに区分して取り扱うこととする。

なお、管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

(ア) 土砂流出・崩壊防備エリア

土砂流出・崩壊防備エリアについては、保全対象や当該区域の森林の現況等を踏まえ、根系や下層植生の発達を促進するために適度な陽光が林内に入るよう密度管理を行うとともに、必要に応じて土砂の流出・崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林等に誘導することとし、その機能を維持するために必要な管理経営を行うこととする。

(イ) 気象害防備エリア

気象害防備エリアについては、風害、飛砂、潮害等の気象害を防備するため、樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高く、諸害に対する抵抗力の高い森林等に誘導し、その機能を維持するために必要な管理経営を行うものであるが、当計画区に該当する国有林野はない。

イ 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

「自然維持タイプ」については、自然の推移に委ねることを原則として、保護を図るべき森林生態系を構成する野生生物の生育・生息環境の向上に資するために必要な管理経営を行うこととし、特に、我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林を主体とした森林生態系としてのまとまりを持つ区域や、地域固有の生物群集を有する森林、希少な野生生物の生育・生息に必要な森林については、保護林に設定して保護・管理を行うこととする。

なお、管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

ウ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項

「快適環境形成タイプ」については、騒音の低減や大気浄化、木陰の提供等による気象緩和等人間の住居環境を良好な状態に保全する機能の維持増進を図るため、防音や大気浄化に有効な森林の幅を維持する育成複層林施業や大気汚染に対する抵抗性の高い樹種による更新を推進すること等に努める。

なお、管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

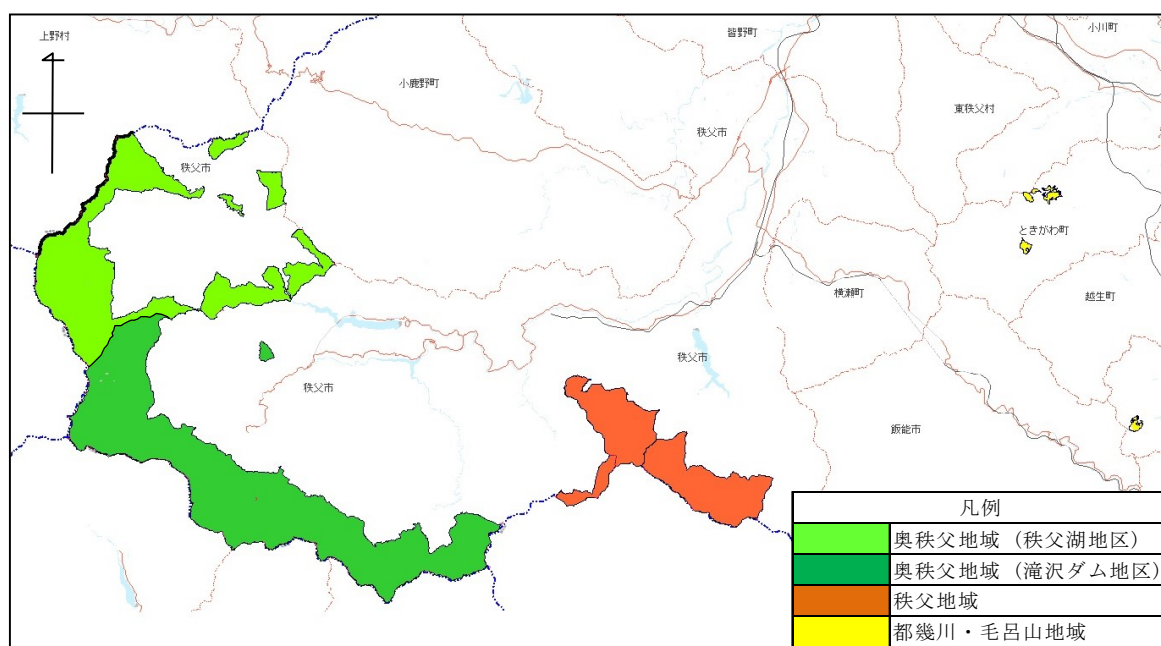
エ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項

「水源涵養タイプ」については、流域の特性や当該区域の森林の現況等を踏まえ、根系や下層植生の発達が良好な森林、多様な樹冠層で構成される森林等に誘導することとし、その機能を維持・増進するために必要な管理経営を行うとともに、機能発揮に支障を及ぼさない範囲で森林資源の有効利用に配慮することとする。

なお、管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

② 地域ごとの機能類型の方向

当計画区は、図－５のとおり、奥秩父地域、秩父地域及び都幾川・毛呂山地域ときがわ もろやまの3地域に大別され、それぞれ重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。



図－５ 埼玉森林計画区の地域別図

ア 奥秩父地域（42 林班～76 林班）

当地域は、秩父市の西部に位置し、雲取山、甲武信ヶ岳、みくにやま三国山等を含む2,000m級の山々が多数連なる秩父山地の北東側にあり、①たきかわ滝川とおおぼらがわ大洞川が流れ込む秩父湖地区、②中津川が流れ込む滝沢ダム地区に細分される。

（ア）秩父湖地区（42 林班～62 林班）

本地区の国有林野は良好な自然環境を有していることから、全域が秩父多摩甲斐国立公園特別地域に指定されている。また、天然林が96%を占め、保護林や緑の回廊を設定していることから、「自然維持タイプ」に区分し、自然環境を重視した管理経営を行うこととする。

（イ）滝沢ダム地区（63 林班～76 林班）

本地区の秩父山地の尾根筋や中津川周辺の国有林野は、秩父多摩甲斐国立公園特別地域に指定され、秩父山地周辺は保護林や緑の回廊を設定していることから、「自然維持タイプ」に区分し、自然環境の維持及び生物多様性の保全に係る機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

また、土砂流出のおそれの高い森林及び土砂流出防備保安林に指定されている森林は、「山地災害防止タイプ」に区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。上記以外の森林は、荒川の最上流であり、水源かん養保安林に指定されていることから、「水源涵養タイプ」に区分し、水源涵養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

イ 秩父地域（1～30 林班（欠林班 13, 17, 18）、41 林班）

本地区は、秩父市の東部に位置し、天目山^{てんもくさん}を含む秩父山地の北側斜面である。主な水系は、荒川へ直接流れ込む大血川^{おおちがわ}や川浦谷^{かわうらだに}、秩父桜湖^{ちちぶさくらこ}へ流れ込む大久保谷^{ほそくぼだに}や細久保谷などがある。

国有林野のほぼ全域が武甲^{ぶこう}県立自然公園に指定されており、主に尾根筋の高齢天然林が残されている区域を「自然維持タイプ」に区分し、自然環境を重視した管理経営を行うこととする。

上記以外の森林は、荒川右岸の各支流の源流域であり、水源かん養保安林に指定されていることから、「水源涵養タイプ」に区分し、水源涵養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

ウ 都幾川・毛呂山地域（31、34、35 林班）

本地区の国有林野は、関東平野西部の比企丘陵^{ひき}のうち、ときがわ町と毛呂山町に位置している。

ときがわ町の国有林野の7割は、国指定の有形文化財の慈光寺^{じこうじ}周辺に所在しており、地域住民の生活圏に近接していることから、「快適環境形成タイプ」に区分し、生活環境の保全機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

また、毛呂山町の土砂流出防備保安林に指定されている国有林野は、「山地災害防止タイプ」に区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

上記以外の森林は、都幾川^{おっべがわ}や越辺川の集水域となっていることから、「水源涵養タイプ」に区分し、水源涵養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

民有林関係者等と連携して推進する森林の流域管理システムの下、我が国の森林・林業の再生に貢献していくため、秩父地域森林林業活性化協議会等の場を通じ、地方公共団体など関係機関と連携を図りながら、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組むこととする。

特に、民有林においては、平成 31 年に森林経営管理制度が導入されたため、国有林としてもこの制度が円滑に機能するよう積極的に取り組むこととする。

具体的には、流域の課題や地域ニーズの的確な把握に努めつつ、次に掲げる事項について、重点的に取り組むこととする。

① 先端技術を活用した効率的な森林管理・木材生産手法の開発・実証と普及

民有林への普及を念頭に、林業の低コスト化に向けた技術開発を関係機関との連携の下、より一層推進することとする。

② 林業経営体の育成

林業経営体が年間を通じ安定的・効率的に事業を実施することができるよう、伐採から造林までの作業を連続して行う一貫作業システムや、複数作業の組合せ発注を推進するとともに、複数年契約の拡大を図ることとする。

また、森林経営管理制度の定着に向け、民有林において事業を実施する意欲と能力のある林業経営者の育成が重要であることから、国有林野事業に係る事業を委託する場合には、こうした林業経営者の受注機会の拡大に配慮することとする。

さらに、林業事業体の技術力の向上、施業の低コスト化に向け、各種の現地検討会を積極的に開催するとともに、発注見通しの早期公表、事業説明会の開催などの情報提供に努めることとし、併せて労働災害の未然防止に関する取組を推進することとする。

加えて、「緑の雇用」事業において実施する研修等のフィールドとして国有林野を積極的に提供することとする。

③ 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進

地域における施業の集約化の取組を支援するため、民有林と連携することで事業の効率化や森林経営管理制度の導入に資する区域について、森林共同施業団地を積極的に設定し、民有林と国有林野を接続する効率的な路網の整備と相互利用の推進、計画的な間伐等や現地検討会等を通じた民有林への森林・林業技術の普及に取り組むこととする。

また、秩父地域森林林業活性化協議会において、秩父圏域の森林の有効活用を通じて、健全な森林の育成と、循環社会の構築を目指し連携して取り組むこととする。

④ 森林・林業技術者等の育成と森林総合監理士（フォレスター）等による技術支援

これまで国有林野事業においては、市町村行政の支援等のため、森林総合監理士（フォレスター）等を系統的に育成してきたところであり、引き続き、必要な技術者の育成に取り組む。あわせて、森林経営管理制度の構築を踏まえ、公的管理を行う森林の取扱い手法の普及など、引き続き、県と連携して市町村の森林・林業行政に対する技術支援に積極的に取り組むこととする。

また、大学や林業大学校等関係機関と連携した取組に努めるとともに国有林野の多様なフィールドの提供等を通じて民有林の人材育成を支援することとする。

(4) 主要事業の実施に関する事項

今期計画期間における伐採、更新、保育及び林道等の開設・改良に関する計画量は次のとおりである。

事業の実施に当たっては、労働災害の防止に努めるとともに、地域の実情等を踏まえ民間事業体に委託していくこととしており、計画的な事業の実施等により民間事業体の育成・強化に資するよう努めることとする。

また、効率的な事業実施に努めるとともに、国土保全、自然環境の保全等に十分配慮することとする。

① 伐採総量

(単位：m³)

区 分	主 伐	間 伐	臨時伐採量	計
計	23,377	16,024 (194)	2,200	41,601

(注) 間伐欄の()は、間伐面積 (ha)。

② 更新総量

(単位：ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
計	46	—	46

③ 保育総量

(単位：ha)

区 分	下 刈	つる切	除 伐
計	112	8	11

④ 林道等の開設及び改良の総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量 (m)	路線数	延長量 (m)
林 道	5	8,820	7	2,000
うち林業専用道	5	8,820	7	2,000

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

① 林野火災防止等の森林保全管理

当計画区は、冬季から春季にかけて林内が乾燥し、新緑の時は山菜採りやハイカー等の入山者が多くなることから、林野火災発生の危険が増大する。

このため、国民共通の財産である豊かな自然環境を保全すべく、国有林野保護監視員、地方公共団体、地元の消防団及び住民等と連携を密にして、森林の巡視を行い、林野火災の防止、希少な動植物の保護等、適切な森林の保全・管理に努めることとする。

② 境界の保全管理

当計画区の国有林野の境界は、中山間部から山岳地帯にかけて位置しており、急峻な地形が多く雪崩等により境界標識が亡失するおそれが高い箇所や、農地と隣接している箇所など、様々な環境下にあることから、今後とも巡検等に努めるなど、境界の適切な保全・管理を実施することとする。

③ 入林マナーの普及・啓発

当計画区は、山岳、溪谷及び豊かな森林等優れた自然環境に恵まれており、近年の登山、トレッキングや森林との積極的なふれあい志向を背景に、入林者は増加傾向にある。また近年、廃棄物の不法投棄が増大しているため、これらの未然防止や早期発見が必要である。

このため、国有林野保護監視員や地方公共団体、観光協会、ボランティア団体等との連携を強化するとともに、グリーンサポートスタッフを雇用するなど、森林に入る場合のマナーの普及・啓発に努めることとする。

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

松くい虫被害及びナラ枯れ被害については、当計画区における被害は見られないものの、一度侵入を許すと、甚大な被害が発生するおそれがあるため、地方公共団体との連携を図り、早期発見に努めるとともに、被害が発見された場合は、伐倒駆除等により処理し、まん延防止に努めることとする。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

① 保護林

当計画区では1箇所、2,145.46haを生物群集保護林に設定しており、保護林の状況を的確に把握し、設定目的に照らして評価するため、保護林モニタリング調査を実施する。

また、調査結果の蓄積から、個々の保護林の状況に応じたきめ細やかな保護・管

理を推進するとともに、保護林の概況等に関して国民に情報発信を行うこととする。
なお、保護林の取扱いについては、別冊「森林の管理経営の指針」による。

② 緑の回廊

緑の回廊は、野生生物の移動経路を確保し、生育・生息地の拡大と相互交流を促すことが適当な国有林野において、既存の保護林をそれぞれ連結し、より広範囲な森林の連続性の確保と一層の生物多様性の維持・向上に資することを目的として設定しているものである。

当計画区では1箇所、6,453.35haを緑の回廊に設定し、モニタリング調査による現況調査を適確に行うとともに、野生生物の移動経路の確保など、緑の回廊としての働きを発揮するのにふさわしい森林を維持するなど、適切な管理・保全に努めることとする。

(4) その他必要な事項

① 野生動物等による被害に関する事項

当計画区の国有林野においては、ニホンジカ等による被害が確認されており、分布の拡大が懸念されることから、センサーカメラによる生息状況調査や巡視による現地調査等を実施し、被害が発生している地域において、防護柵等を設置するとともに、捕獲を推進する。その際、捕獲協力に係る協定など、埼玉県猟友会をはじめ、地方公共団体など関係機関と連携した対策を推進する。

また、更新箇所におけるニホンカモシカの食害対策として、忌避剤の塗布や食害防止チューブ又は防護柵の設置等を行い、ツキノワグマ等による剥皮等の被害が発生している地域については、巡視を強化し、被害発生箇所の分布状況の把握に努め、剥皮防止対策を講ずるとともに、地方公共団体など関係機関と被害の分布状況や捕獲等の情報を共有し、効果的な被害対策に努めることとする。

なお、防護柵等の設置に当たっては設置コストの抑制に努めることとする。

② 希少猛禽類の生息に関する事項

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）において指定されている森林性猛禽類の生息には、餌動物の生息環境も含め、採餌・営巣環境が大きく影響する。

このため、クマタカ等希少猛禽類の生息地等の具体的な情報については、職員等による調査、既存の調査結果の収集、専門家や地元自然保護団体等からの情報提供を受けるなど生息状況の把握に努めるとともに、専門家等との情報交換等を緊密に行い、希少猛禽類と林業との両立に取り組むこととする。

このような取組の中で、毎年度の事業計画の検討段階や事業の実施段階において、事業（予定）箇所及びその周辺で希少猛禽類の繁殖の可能性が高いと判断される場合には、関東森林管理局に設置している「希少野生生物の保護と森林施業等との調

整に関する検討委員会」に諮り、事業実行に当たっての留意点等について意見聴取するなど、適切に対応することとする。

③ 溪畔周辺の取扱いに関する事項

溪流沿いや湖沼の周囲等の溪畔周辺については、水域から陸域へ推移する移行帯に成立する植生で構成され、源流から中・下流域を経て海岸に至るなど連続的なネットワークを形成していることから、流域全体の生物多様性の保全に大きく貢献している。

また、森林をはじめとする溪畔周辺は、水系への土砂流出の抑制、風致の維持、野生生物の生育・生息場所や移動経路の提供、種子などの供給源等の場として、生物多様性の保全及び公益的機能の発揮上重要な役割を担っているため、溪畔周辺に本来成立すべき植生の復元はもとより、森林整備等の実施において溪畔周辺の保全及びその機能や役割の維持・増進が図られるよう努めることとする。

また、溪畔周辺における森林施業や保全・管理の計画については、樹種構成、下層植生の状況、水面上方の林冠のうっ閉状態、希少な野生動植物の生育・生息の状況、林地の崩壊及び土砂の流出状況等の把握に努めるとともに、更新、保育、伐採等において、同一小班内の取扱いと異なるものとして区分して取り扱うことが必要な場合は、保護樹帯に区画することも検討することとする。

④ その他

希少種の保護や移入種の侵入防止の取組については、地方公共団体など関係機関、地域住民、ボランティア、NPO等とも連携を図りながら行うこととする。

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

当計画区の森林資源は、利用可能なヒノキ、カラマツ等の人工林の資源が充実しつつあることから、公益重視の管理経営を推進する中で、機能類型区分に応じた適切な森林施業を実施するとともに、その結果、得られる木材については、二酸化炭素の固定や地域の木材産業の活性化に貢献するため、市場への安定供給に努めることとする。

また、当計画区では、公募により製材業者等と協定を締結して、原木を山元から需要先へ供給する安定供給システム販売を推進するとともに、山元公売による小口需要者への原木供給を通じて、地域材の計画的・安定的な供給体制の構築に寄与するよう一層努めることとする。

さらに、これまで林地残材として放置していた端材についても、木質バイオマス発電所等の燃料として利用されていることから、多段階での木材利用の推進に取り組むこととする。

(2) その他必要な事項

国有林野事業で実施する治山・林道工事において木材の利用を徹底するとともに、地方公共団体など関係機関との間で木材需給についての情報交換を進めることを通じ、河川・砂防事業、その他の公共事業等多様な分野への木材の利用促進を図ることとする。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

当計画区の奥秩父地域は、秩父多摩甲斐国立公園内にあり、優れた山岳景観を有している。県の名勝に指定されている中津峡は、荒川支流の中津川沿いに位置する約10kmの峡谷であり、奇岩や溪流が周囲の天然林と調和した景観が美しく、四季を通じて眺望が楽しめることから、観光地として多くの人々が訪れている。

これら自然環境を活用した観光産業は、地域の産業・経済において重要な役割を果たしていることに加え、政府一丸、官民挙げて観光先進国の実現に向けた取組が行われていることを踏まえ、国有林野の優れた森林景観を観光資源として活用する取組を推進することとする。

また、自然とのふれあい、教育、文化、保健休養など、国有林野の多様な利用に応じていくこととともに、農林業をはじめとする地域産業の振興、住民の福祉の向上に資するため、道路、水道施設、電気事業施設等の公共・公益事業に対して適切に応えていくこととする。

なお、国有林野の活用に当たっては、国土の保全、自然環境の保全等公益的機能との調和を図ることとする。

① レクリエーションの森

該当なし。

(2) 国有林野の活用の具体的手法

主な活用の目的とその手法は、次のとおり取り扱うものとする。

- ① 建物、水路等一貸付け等
- ② 法人の森林、学校林等一分収造林契約等
- ③ ボランティア活動、森林環境教育の場一協定等
- ④ ダム、公園、道路、水道施設、電気事業施設等の公共用・公益事業施設、地域産業の振興一貸付け、売払い等
- ⑤ レクリエーション利用一使用許可等

(3) その他必要な事項

国有林野の活用に当たっては、各種法令等を遵守しつつ、当該地域の地方公共団体等が進める地域づくり構想や土地利用に関する計画等と必要な調整を図ることとする。

また、不要となった土地等の活用に向け、物件・土地売払情報公開窓口及びインターネットによる情報の提供と、需要の掘り起こしに努めることとする。

5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項

(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

国有林野に隣接・介在する私有林の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が十分行われていないものが見られ、その位置関係により、当該私有林における土砂の流出等の発生が国有林野の発揮している国土保全等の公益的機能に悪影響を及ぼす場合がある。

このため、国において国有林と私有林とを一体的に整備・保全し、民国双方の公益的機能の維持増進を図ることを目的とした、公益的機能維持増進協定制度を積極的に活用して、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設と、これらの路網を活用した間伐等の施業等を私有林と一体的に実施する取組を推進することとする。

(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項

公益的機能維持増進協定の締結にあたり、森林管理局長は、森林所有者等から間伐等の森林整備・保全に関する事項及び林道の開設・改良並びに作業路網その他の施設の設置、維持運営に関する事項等に関する森林施業等を受任し、国有林野事業と一体的に実施することとする。その際、本協定による森林施業等に係る費用負担については、森林所有者等から費用の1/3を上限とした協力金を徴収することとし、私有林から生産される木材の販売にあたっては、国が販売委託先の紹介等による木材販売受委託契約の締結を支援する等の連携を図ることとする。

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林づくりに関する事項

自主的な森林整備活動へのフィールドの提供や必要な技術支援、情報の提供などを行う、国民参加の森林づくり制度を活用して、国民の森林へのふれあいの場の提供に努めることとする。

当計画区においては、「多様な活動の森」を設定している。

今後、新たに国有林野をフィールドとする活動の要望があった場合は、積極的に応えていくこととする。

① 多様な活動の森

「多様な活動の森」は、森林パトロール、歩道の草刈り、美化活動などの森林の保全活動を行いたいという民間団体などの要請に応えるため、森林保全活動を行う場として国有林野を提供するものである。

当計画区では、ツキノワの会が「ツキノワの森」として、森と人の会が「三境の森」として、植栽木の生育調査、自然観察会等を実施しており、引き続き活動の場として提供するとともに各種情報の提供を行うなど、これら活動の支援を行うこととする。

名 称	面積(ha)	位置(林小班)
ツキノワの森	3.80	14へ2
三境の森	1.71	35は3

(2) 分収林に関する事項

森林づくりに自ら参加・協力していこうとする国民や法人等の要求に応えるため、分収林制度を通じて国民参加の森林づくりを推進することとする。

また、森林整備を通じて社会貢献活動を行おうとする企業等に、国有林野をフィールドとして提供し、企業等の費用負担で森林の造成・育成を行っていただく「法人の森林」の仕組みを活用し、そうした企業等を支援していくこととする。

(3) その他必要な事項

学校、地方公共団体、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者等多様な主体と連携しつつ、森林環境教育を推進することとする。

また、児童・生徒等を対象とした体験林業や森林教室、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導など、森林環境教育に対する波及効果が期待される取組を推進することとする。

さらに、森林環境教育のためのプログラムや教材の提供、指導者の派遣や紹介等を行うため、森林環境教育の実施に関する相談窓口の活性化を図ることとする。

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

① 林業技術の開発

「関東森林管理局技術開発目標」に基づき、森林・林業の再生に資する造林・保育・生産技術の確立、公益的機能の高度発揮のための森林施業及び保全・利用技術の確立、効率的な森林管理及び健全な森林育成技術の確立を課題とし、森林技術・支援センターによる各種技術開発及び森林管理事務所に設定している各種試験地等における技術開発に取り組むこととする。

また、民有林における公的管理や林業経営への普及を念頭に置き、公益的機能の高度発揮や林業の低コスト化等に資する技術開発を推進することとする。

特に、エリートツリーや早生樹等の成長に優れた苗木の活用等による低コスト造林技術やICT（情報通信技術）等の先端技術を活用した効率的な森林管理・木材生産手法の開発・実証、複層林への誘導手法等の普及に積極的に取り組み、国有林野の管理経営や民有林での定着に資するよう取り組むこととする。

さらに、事業実績の統一的な分析等が可能な国有林野事業の特性を活かし、工程管理の方法や改善等生産性向上に効果的な手法の民有林への普及・定着を図る取組を推進することとする。

加えて、技術交流の一環として、民有林の森林総合監理士等との連携を深めながら、林業技術の向上に取り組むこととする。

② 林業技術の指導・普及

国有林野事業の中で開発・改良された林業技術については、国有林野内での活用を図るとともに、各種試験地等の展示などを通じて民有林関係者等への普及を図り、林業経営の効率化に貢献することとする。

また、自らが事業発注者であるという国有林野事業の特性を活かし、高性能林業機械を用いた伐採や地ごしらえ、コンテナ苗を活用した植付け等の作業を一連の工程で行う一貫作業システムによる低コスト造林など、先駆的な技術や手法について、現地検討会等の開催により民有林関係者等への普及を図ることとする。

さらに、森林管理事務所において、木と緑に関する国民からの問合せに応じることとする。

(2) 地域の振興に関する事項

地域の振興に寄与することは、国有林野事業の重要な使命の一つであることから、国有林野内の未利用資源（森林景観を含む）の発掘及び情報提供、地方公共団体等からの相談受付体制の充実、地方公共団体等が推進する地域づくりへの積極的な参加等に努めつつ、森林及び森林景観の整備や林産物の供給、国有林野の活用、森林空間の総合利用、人材育成をはじめとした民有林への指導やサポート等、国有林野の諸活動を通じて、地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努めることとする。

(3) その他必要な事項
特になし。